令和８年（フ）第４３０７号
大阪府豊中市岡町北２丁目７番23―102号
債務者　持永　智恵
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３７５号
大阪府寝屋川市東大利町18番２―209号
債務者　一之瀬有紀久
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４３１号
大阪市浪速区元町３丁目３番18号　美島マンション　203号
債務者　亀井　良信
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４６９号
大阪市東成区大今里南１丁目７番17号　アイ・マンション今里　401号
債務者　森　万利子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４７８号
大阪市城東区今福東２丁目５番４号　えんじゅホーム今福東、前住所大阪市城東区放出西３丁目９番12―403号
債務者　田渕　優
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４９１号
大阪府池田市上池田１丁目６番８号　イルソーレ五月苑南棟２Ｃ号
債務者　藤井　拓海
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４９２号
大阪府池田市上池田１丁目６番８号　イルソーレ五月苑南棟２Ｃ号
債務者　ＹＡＭＡＨＵＣＨＩ　ＧＲＡＣＩＥＬＬＹ　ＫＡＲＩＮＹ　ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５０７号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番22―401号
債務者　小早川隆幸
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７１６号
神戸市中央区熊内町３丁目５番31号　Ｔ’ｓコート熊内203号
債務者　時本　遥花（旧姓本宮）
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４１号
鳥取県西伯郡伯耆町福島44番地
債務者　岩田　智
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第５８号
島根県出雲市小山町34番地３　ドミール板倉Ⅱ―101、前住所島根県出雲市白枝町401番地１　ビレッジハウス白枝２―401
債務者　青野　綾菜
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第６３号
島根県出雲市白枝町401番地１　ビレッジハウス白枝１―404
債務者　河野　海斗
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第６５号
島根県出雲市知井宮町1264番地１　ウイッシュＢ―101
債務者　渡部　弘美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第３９９号
岡山県赤磐市仁堀西1139番地
債務者　中川　博史
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８１号
岡山市北区御津宇垣1725番地６　グレイスサンハイム２―102、旧住所岡山市東区豊田247番地７
債務者　岡﨑　雪菜
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９６号
岡山県赤磐市桜が丘東１丁目１番地188　パフィオ102、旧住所岡山県新見市高尾2352番地３　上原コーポ１Ｆ
債務者　上甲　克巳
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１０号
岡山市中区倉益375番地７
債務者　太湯　碧
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部